

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	サイバネットシステム株式会社			コード	4312			
提出日	2021/2/25	異動（予定）日	2021/3/10					
独立役員届出書の提出理由	・第36回定時株主総会に社外役員選任議案が付議されるため							
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）								

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	岸 甫	社外取締役	○										△				有	
2	大西 誠	社外取締役						△					△				指定解除	
3	船島 克守	社外取締役	○										△				新任	有
4	濱 文男	社外監査役				△		△					△				指定解除	
5	藤松 文	社外監査役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	岸 甫氏は、当社の取引先であるファナック株式会社において、1985年6月から2011年11月まで、専務取締役及び常務取締役、取締役を歴任しておりました。なお、同社と当社との間には取引関係がありますが、その取引額は、当社の連結売上高に比べて僅少であるため、その概要の記載は省略しております。	岸 甫氏は、数値制御技術に関する豊富な知識や経験、FA業界における幅広い人脈を当社のCAEソリューションサービス事業の発展に活かしていくだけではなく、事業会社における取締役就任により培われた会社経営の経験や、産業界における高い見識から、経営全般の監督とともにづくりに関する貴重な意見をいただけると考え、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。なお、同氏は、当社の取引先であるファナック株式会社に過去業務執行者として従事しておりましたが、当社と同氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として適任と判断しております。
2	大西 誠氏は、当社の兄弟会社である株式会社ヴィンクスにおいて、同社の前身である会社を含め、2002年4月から2018年6月まで、専務取締役及び常務取締役、取締役を歴任しております。なお、同社と当社との間には取引関係がありますが、その取引額は、当社の連結売上高に比べて僅少であるため、その概要の記載は省略しております。	一
3	船島 克守氏は、過去石川島播磨重工業株式会社（現株式会社IHI）及びブライスウォーター・ハウス・パース株式会社（現日本アイ・ビー・エム株式会社）に勤務しております。なお、同社と当社との間には取引関係がありますが、その取引額は、当社の連結売上高に比べて僅少であるため、その概要の記載は省略しております。	船島 克守氏は、国内外の大学や研究機関においてCAD/CAMをはじめとする様々な研究により培われた高い見識をもとに、経営全般の監督と当社のビジネス展開に関する実践的かつ客観的な意見をいただけると考え、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏は、当社の取引先である株式会社IHI及び日本アイ・ビー・エム株式会社に過去業務執行者として従事しておりましたが、当社と同氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として適任と判断しております。
4	濱 文男氏は、当社の親会社である富士ソフト株式会社並びに兄弟会社である株式会社ヴィンクスにおいて、1999年6月から2012年3月まで代表取締役及び常務取締役を歴任し、2014年6月から2019年3月まで兄弟会社であるサイバーコム株式会社において監査役に就任しております。なお、同社と当社との間には取引関係がありますが、その取引額は、当社の連結売上高に比べて僅少であるため、その概要の記載は省略しております。	一
5	藤松 文氏は、阿部・井窪・片山法律事務所のパートナー弁護士であります。なお、同所と当社との間には取引関係はありません。	藤松 文氏は、弁護士として広く民商事全般に関する豊富な見識を有しており、専門的な見地を当社の監査に反映していただけると考え、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案し、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏は、「有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号」等に定められるいずれの要件にも該当しない独立性があり、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として適任と判断しております。

4. 補足説明

大西 誠及び濱 文男の両氏は、2020年2月5日付で公表された「上場子会社のガバナンスの向上等に関する上場制度の整備に係る有価証券上場規程等の一部改正について」により、独立役員の独立性基準が強化されたこと（過去10年内に親会社又は兄弟会社に所属していた者は独立性基準に抵触すること）に伴い、2021年3月11日（2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日の翌日から適用）より独立役員の独立性基準を満たさなくなるため、指定を解除するものであります。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。